

新宿区長 宛て

施設等利用費 交付請求書

【 認証保育所／認可外保育施設／一時保育／定期利用保育／病児・病後児保育／ファミリーサポート事業用 】

子ども・子育て支援法第30条の11第1項の規定に基づき、施設等利用費について、下記のとおり請求します。

1 施設等利用給付認定保護者(請求者)

フリガナ	シンジユク タロウ	子どもとの続柄	生年月日	平成 4 年 1 月 1 日
氏 名	新宿 太郎	父	居住地	新宿区歌舞伎町 1-4-1 コーポシンジユク 101

令和7年度から押印が不要になりました。

2 請求の対象となる子ども(子ども1名につき、請求書を1枚ご提出ください。)

フリガナ	シンジユク ハナ	認定番号	2	0	1	2	3	4	5	6	7	8
氏名	新宿 華	法 第 30 条 の 4 の 認 定 種 別 ☒ 第2号 ☐ 第3号 請 求 対 象 期 間 中 に 転 入 又 は 転 出 し た 場 合 は 転 入 日 ・ 転 出 日										
生年月日	令和 2 年 6 月 1 日	年 月 日										

※ 月の途中で新宿区から転出した場合や、他の区市町村から転入した場合は、請求先の区市町村が複数となる。

3 利用した施設・事業所の名称（複数記入可）

①	施設・事業所名	しんじゅく保育園	無償化対象	③	施設・事業所	無償化の対象施設であることを確認し、チェックをしてください。 新宿区内の対象施設の一覧表は、新宿区ホームページに掲載しています。
			☒			
②	施設・事業所名		無償化対象	④	施設・事業所	なお、以下の施設等はすべて無償化の対象です。 ○新宿区内の認証保育所 ○新宿区内の認可保育園、認定こども園の一時保育 ○新宿区ファミリー・サポート・センター
			☐			

※ 利用した施設・事業所が無償化の対象である場合は、無償化対象欄の□にチェックをしてください。無償化

4 施設等利用費の請求内訳

利用年月日	「無償化対象」の利用料を記入してください。		支払額合計 (c=a+b)	月額上限額(d)※		請求額 (cとdを比較して 小さい方)
	認定保育所・ 外保育施設に支払った 月額利用料 (保育料) (a)	一時保育、定期利用保育、病 児・病後児保育、ファミリー サポート事業に支払った月額 合計利用料 (b)		(1) 第2号認定 〔3歳～6歳児クラス〕 37,000円	(2) 第3号認定 〔0歳～2歳児クラス〕 42,000円	
施設等の利用年月日が、認 定の有効期間内であることを 必ず確認してください。 認定の有効期間外の利用は 請求の対象外です。						各月の支払額の合計と、月 額上限額を比較して、小 さい方の額を記入してくだ さい。
令和 8 年 4 月	100,000 円		100,000 円	37,000 円	37,000 円	
令和 8 年 5 月	100,000 円		100,000 円	37,000 円	37,000 円	
令和 8 年 6 月	100,000 円		100,000 円	37,000 円	37,000 円	
○領収証兼提供証明書や施設から発行された領収 書		○お子さんのクラスに依り月額 （とくでください。）		111,000 円		

※
月
月
月

○領収証兼提供証明書や施設から発行された領収証等に記載されている無償化対象の利用料（保育料）の金額を記入してください。

○(a)、(b)の施設等を併用した場合は、それぞれの区分ごとの月額の合計額を記入してください。

○お子さんのクラスに応じた月額
上限額を記入してください。
○月の途中で転出等がない場合は、
月額上限額をそのまま記入します。

請求額の合計を記入します。
この金額を下記の5に記入してください。

5 施設等利用費の請求額（合計） **注：この欄は訂正印・修正液等での訂正はできません。誤記した場合は、請求書を再作成してください。**

上記4に記入した請求額の合計を右づめで記入してください。

金額	千	百	十	万	千	百	十	円
		1	1	1	0	0	0	

○すべての添付書類【原本】
を請求書に同封してください
(請求書に糊付けはしないで
ください。)
○添付書類はお返しできませ
ん。
返却を希望される方は、窓口
でお申し出いただくか、返信
用封筒を同封してください。

6 添付書類

上記4の利用料に関する以下の書類(原本)をすべて添付してください。書類が揃っていない場合は請求できません。

領収証兼特定子ども・子育て支援提供証明書 ※ファミリーサポート事業のみを利用した場合を除く。
(上記書類がない場合は、施設・事業所が発行した領収証等及び特定子ども・子育て支援提供証明書)

活動報告書 ※ファミリーサポート事業を利用した場合のみ

(※) 以下の費用は、施設等利用費の対象となりません。

- ・食材料費や日用品、行事参加費等（特定費用）
- ・ファミリーサポート事業や認可外の居宅訪問型保育（ベビーシッター）のうち「送迎」のみの利用料